

中外新聞

合本
卷



1 卷 8

9

4



慶應四年五月第三板

中外新聞

卷四

第廿一號より
第廿七號まで



中外新聞第二十一号

慶應四年閏四月六日

會津侯の歎願書

不肖の容保護て奉言上い去成年以来在京奉職仕い処料ら
 ども無限むげん 天恩を蒙り冥加みやうか至極奉存い然らるる 处宗家□□以
 下不束ふつうの次才ついでなりて 天怒てんどを觸ふれし 由親征しんせいに 仰出おほしに趣遙そよ
 よ奉伺誠まことより以て驚愕おどろの至奉惱なや 宸襟しんきんに糸重いとむかく恐入おそ奉存い
 京都の儀ぎの容保專職えんぼせんしやくより有あ之今日けふの形勢けいせいより立至たてりに役旁えきわら以
 何共なにとも可かり上かみ扱無あつかい座畢竟容保上えんぼじやう□□を補翼ほよくして不能安あ
 宸襟下しんきんしたに頑固疎暴がんこそぼうの家臣共制馭せいぎよ不行届ふこうききの所致せいより由座ゆざの間

何卒□□何卒 伐寛大の 思召を以て取扱成下度奉懇願の
容保儀の退隱の上在所へ引退き恭順謹慎 由沙汰奉待の
右の趣宜の執成 由奏聞の儀伏して奉懇願の誠恐誠惶頓
首敬白

二月

容保謹上

此歎願書諸侯伯より手寄を求め何卒して 天聽に達し奉
り由松種に尽力なりと雖も拒斥せられて未だ達せざると
云ふ或は曰私よを達せしむとも公けよ達せざる間由
受取の由沙汰られありとも聞らぬ他の諸侯の歎願書も
同様の事なるより凡聞を何れもせよ 由政度由一新の

折柄あるに其事の成否を鬼も角も諸方より出る書面等
何卒中途に擁蔽の患を免れ致し度あり

○督府参謀木梨精一郎外一人より往達し書付

江川太郎左エ門へ

外十三人へ同文

近日一種の兇黨等処々屯會し良民を欺き恣意暴行の趣
不_レ畏 天威言語道断の所業より奈右の徒等其支配所へ入
込はるる悉く召捕置可_レ詐出は万人多人數手より餘りはる
近隣の各藩中合急速撃取万民安堵可_レ為致事

辰四月

東海道鎮撫府総督 印

副将 印

○らーやめんの話

外国人の妾を俗よりヤメンと稱を其縁故を横濱繁昌記といふ書より詳々あり

或る人横濱在苗西洋人の為る妾を媒を其媒約の注文を出しつゝを西洋人の居苗処より寓居の南京人より筆談を以て頼みつゝ此方の媒人も稍文字を解しつゝ故筆談より注文を受けつゝ其注文書年齢を幾歳より幾歳までの間給金ハ

如何程ふど云ふ事悉く氷解して疑ひあり然るも顔色を日字紙ある面相の女を望むと記しつゝ此方の媒人いさゝら不審あつたり奇ある注文もつゝ有る物とおもひて態をばんとづらの女を兩三輩探み出し連と行きを見せつゝ一人も氣を入らぬと云ふ何事が氣を入らぬと問へば顔付が注文よ合ふと云ふ顔とを注文の日字紙あれと云へば南京人一圓承知せぬ段其故を問へば南京人曰く吾が注文しつゝを篆書の日字紙あり然るも公の携へ来りし八分の日字様ありと云て互に絶倒せり生物知りの事を誤る例世より少くをせん

按ぢるは篆書の日字を日と作り即ちホソオモテと
いへり龍長面あり媒人の連れ行き者ハ棋局面と
日字形ありと見ゆ若し試み粉團面(ボタモチガシ)の女
を連れ行き大冢の○字様ありと云ふ南京人再び棒
腹絶倒まぐさや

契霞仙史 録

○佛蘭西在苗友人書状の写

博覽會も去る十月八日終り相成り
博覽會に付諸国の帝王當国へ参られ
當時墮地利帝兄弟三人逗留致され
に付調練一覽に相成り三兵合せ五万

人其中騎兵一万大砲百挺有之目ざし
き事なり座に佛蘭西帝の輕便ある事
ハ自ら馬車の馬を使い諸人交り
往来致され以後者僅に三四人なり
座以後宮も宮女僅に三四名の由奥向
の入用を至て少き事なり其代り兵備
莫大の入費を不惜由をて宮女の多き
国を必衰微のいと西洋人常に居
に巴勒の警衛を都の周圍に大なる
塹を掘高土手を築き要処に小堡
あり事有る時土手へ大砲を備へ兵
を出さ右に付如何なる侵襲有之
にとも巴勒の住人立退の沙汰無之
安心の至りなり座に且外国の気風
ハ唯其主君を守りのみ

又無之國民を保護する事を專一と致し以故連年の戦争有
之にても左のみ百姓町人又大なる難儀に掛り不中
屯所の都下にも多く有之常く番兵を置き事ある時互
テレガラーフにて合國の都下の勿論在方村にも至
る迄蒸気車の通路自由にして座の故千里の遠き又兵を出
し極迅速にして座の兵糧も蒸気車にて運送し以故思
ひの外遠國の軍も手輕なる事又座の
巴勒を實又馬の多き所にて驚き入る騎兵の分を除き馬車
又用る馬凡三万餘匹とれ有り
奧地利帝巴勒の窮民へ十万フランクの金を施行しとされ

以土耳其峨羅斯帝漏生の帝王も同松と中事
巴勒は日本の京都より少く大あり江戸程の大都會の歐羅
巴は無之に都府の立派ある事世界第一と中へ去る
窮民多く三十歳より妻を迎へ以者も早き方あり早く子を
持へば養育も甚困る由あり婦人悉く内職を致し以但
衣類は何も立派な座
婦人の實は美あり色飽くまげ白く肌細く鼻高く唇薄
く言葉やさしく
帝王いづれも時々芝居見物に出られ既此頃奧地利
帝芝居へ往られ平人は異ある事多く往来制止も無く只

帽子ぼうしを脱はきき計はかりして誠まことに手輕てがるの事あり
諸国の帝王本國より巴勒パル來る後者僅わずかに六七人に過ぎ不
中ちゆうい
諸色高價たかひなより殆たいてい閉口へいこう致いたし大凡日本より三四倍さんじゆばいと存ぞん以下
去き器き械けい錢せん砲ぱうふとい日本より下直げちくに座ざに

中外新聞第廿二号

慶應四年閏四月八日

大總督府よりの申達書二通

田安中納言

江府鎮撫萬端取締せんたんしとくしりの後申委任いんに可べ有あ精勤せいきん 大總督官
申沙汰しんさたの事

辰閏四月二日

大總督府 参謀

田安中納言

昨今の時勢ときせいに付格別かくべつ苦慮くりょ尽力じんりきの事件じけん深感せんかん思食しじくに猶なほ此上見

込の儀を無忌憚り出万端可抽誠忠旨 大総督宮 山沙汰
以事

辰閏四月二日 大総督府 参謀

大久保一翁

右同文言二通

勝 安房守

右同文言二通

大総督府参謀より相達せらる別ニ房州言上書りり第廿三
号より出以

○閏四月三日出板タイムス新聞の訳

北国より来りし者の話ニ日本北部の諸侯一致して會津を
推して盟主とあり新ニ政府を建てるんとし其同盟の諸侯ハ
土井大炊頭土井大隅守兄弟丹羽長門守津輕越中守南部美
濃守佐竹右京大夫伊達陸奥守伊達若狭守相馬大膳亮中山
備中守松平大学頭上杉大膳大夫酒井左エ門尉本多宮内少
輔等是あり此諸侯の勢益強大より其兵合せり二十二万
五千人進て江戸を離る事北里の地まで出張せりと云
今日を英国女王ヒクトリヤの誕生日として例年の如く祝ひ
事日出度相済とあり

○
奥州小名濱在住代官森孫三郎仙臺へ招呼せられ總督府より左の書付を渡されし由

伊達小名濱兩郡元代官
森孫三郎

右奥州伊達小名濱兩郡の郡司代は仰付以る第一人民を誠意に取扱ひ極老并に困窮の者共を別々に憐愍を加へ年貢其外無恙上納は極万端可擢忠勤旨に仰付以事

辰四月十日 鎮撫總督府 参謀朱印

同人へ

其方扶持の儀は是迄の通二百俵以下之支配下役の者へも同如以下之儀各万事節儉を元としし由奉公可致旨に仰付以事

日附同前

又

以来代官の名目は差除郡司代と改めし付境目杭へ御領郡司代何某と書附は松に仰付以事

日附同前

○海軍局より言上書

下恐有罪の私共一同乾坤の^{先くどん}沿革人倫の大変は際會仕是迄
卧薪嘗膽 此恭順の^{つしん}趣意謹で相守り伏て 朝裁の^{あさざい}出は
を奉待居^{ほうたい}処^{ところ}弥 此裁許有^{さいしよ}之^{これ}ハケ^は条中^{じょうちゆう}に付て^つハ江戸城尾
藩^{はん}ハ預^{あづか}り相成^{あひな}ハ条と 御家^{ごけ}此領地^{りやうち}未^など相定^{あひな}り不^なハ中
に軍艦^{ぐんかん}軍器^{ぐんき}不^な残^{のこ}取^と上^り相成^{あひな}ハとのニケ^に条過^{じょうか}日海陸^{にっかいりく}兩軍一
同^{どう}より 督府^{とくふ}軍門^{ぐんもん}まき歎願書^{たんげんしょ}一封^{いっふう}以^も大久保^{おほくほ}一翁^{いっおう}勝安房^{しょうあんぼう}守
指^{さし}出^だしハヒ 此思召^{しめぞ}をも不^な奉^{ほう}窺^{くわ}私意^{しいうい}の取計^{とりけい}甚^し以^も奉^{ほう}恐^{おそ}入^いハ
つども私共^{しきき}一同^{いっどう}篤^{とく}と熟考^{じゆくかう}仕^しハ尾藩^{びはん}ハ 朝命^{あそめい}とハヤ^{はや}あ^あの
ら宗家^{そうけ}危窮^{ききゆう}の秋^{あき}は方^{かた}りて及^{およ}て征東師^{せいとうし}の列^{りよく}は入^いり無^な論^{ろん}の心
得方^{とくかた}と一同^{いっどう}奉^{ほう}存^{ぞん}右^{みぎ}此^この藩士^{はんし}我^{われ} 徳川^{とくせん}家を料理^{りやうり}致^{いた}し可^かヤを

見受^{けんじう}あ^あぐら我^{われ}累代^{らいだい}浴恩^{よくおん}の民^{たみ}一同^{いっどう}唯^{ただ}こ^こと^とて奉^{ほう}命^{めい}ハ此^こと^とて
と第一^{だいいち}人倫^{じんりん}の大義^{だいいぎ}地^ちは墮^おち^ちハのみあ^あぐ名^なハ我^{われ} 徳川^{とくせん}此^こ
家名^{けな}相存^{あひぞん}ハ共^{とも}其^{その}実^{まこと}ハこれ^{これ}を限^{かぎ}りて二百五十餘年^{にひゃくごじゅうごねん}の此^こ鴻^{こう}
図^ずも一朝^{いちやく}水^{みづ}の泡^{うた}と相成^{あひな}ハ下^{した}恐^{おそ}三尺^{さんせき}の童子^{どうし}も能^{あた}く辨^わハ居^ゐ
ハ後^{のち}ハ此^こ座^ざハ將^{しょう}又^{また}軍艦^{ぐんかん}軍器^{ぐんき}ハ我^{われ} 徳川^{とくせん}家^け保護^{ほご}の器^きとて畢^ひ
竟^{きやう}今日^{けふ}等^{らう}ハ為^なと奉^{ほう}存^{ぞん}ハ間^ま何^{なに}分^{ぶん}以^もて 此^こ家の存^{ぞん}ハ相^{あひ}分^{ぶん}不^な
ハ中^{ちゆう}ハ天朝^{てんてう}ハ召^{めい}上^{じやう}ハ此^こと^とハ上^{じやう} 此^こ累代^{らいだい}様^{さま}此^こ注意^{ちゆうい}の
廉^{れん}も相立^{あひた}不^なハ下^{した}ハ私共^{しきき}一同^{いっどう}是^{こゝ}迄^{まで}の此^こ鴻^{こう}恩^{おん}ハ奉^{ほう}浴^{よく}ハ趣意^{しゆい}ハ
相^{あひ}戻^{もど}りハ奉^{ほう}上^{じやう}ハ此^こと^とハ無^な之^{これ}ハ夫^{おつ}是^{こゝ}以^もて一同^{いっどう}断^た然^{ぜん}決^{けつ}心^{しん}
仕人^{しにん}倫^{りん}の道^{みち}相立^{あひた}ハ此^こと^とハ歛^{けん}形^{けい}在^あハ若^も又^{また}私共^{しきき}一同^{いっどう}の歎^{たん}願^{げん}相^{あひ}

貫不^{つらね}節^{せつ}を^し下^ひ微^い力^{りき}素^{もと}より宿^{しゆく}怨^{えん}の□藩^{はん}を相手取り六十餘州の海上海岸に□の旗以後相見え不^し可^べ仕^し心得^{こころえ}よて天朝^{てんてう}ハ勿^な論^{ろん}諸^{しよ}藩^{はん}領^{りやう}海岸^{かいがん}并^な持^も船^{せん}ハハ決^{けつ}して私^しより手^て出^で仕^し間^ま敷^し以^も吳^ごも是^{こゝ}中^{ちゆう}の厚^{こう}き 由^{よし}高^{たか}諭^{ごん}よ奉^{ほう}背^{せい}私^しよ由^{よし}船^{せん}を運用^{うんぎん}仕^し以^も条^{じょう}擢^{てつ}髮^{はつ}難^{なん}謝^{しゃ}の罪^{つみ}よ奉^{ほう}存^{ぞん}以^も一^{いつ}共^き私^し共^き一^{いつ}同^{どう}の心^{こころ}事^{こと}ハ地^ち下^かよて 由^{よし}累^{るい}代^{だい}様^{さま}ハ可^べ奉^{ほう}上^{じやう}以^も恐^{おそ}惶^{けい}謹^{じん}言^{げん}

辰四月

由家海軍

上様

○閏四月四日由觸書

此度水戸表国境へ関門^{かんもん}を^し取^と建^{けん}出^で入^い共^き印^{いん}鑑^{かん}を以^もて相^あ改^か以^もよ付^つてハ由^{よし}供^{きゆう}并^な由^{よし}用^{よう}として彼^か地^ちへ兵^{へい}越^{えつ}以^も面^{めん}ハ其^{その}段^{だん}由^{よし}目^め付^つへ相^あ達^{たつ}右^{みぎ}引^ひ合^あ印^{いん}鑑^{かん}請^{せい}取^と以^も由^{よし}可^べ由^{よし}致^ち以^も右^{みぎ}の趣^{すゑ}向^{むか}へ可^べ由^{よし}達^{たつ}以^も事^{こと}

閏四月

○閏四月三日出版へラルド新聞紙の訳

兵庫^{ひんぐう}より^の便^{べん}よ 天子^{てんし}ハ尚^{なほ}大^{だい}坂^{さか}よ 由^{よし}滞^{ちゆう}田^{でん}なり此^{この}程^{ほど}欧^{おう}羅^ら巴^ぱ人^{にん}等^{らう}ハ兩^{りやう}親^{しん}王^{わう}よ拜^{はい}謁^{てつ}せり是^{こゝ}尤^{なほ}榮^{えい}誉^よと^りふべし 大^{だい}坂^{さか}ハ静^{せい}謐^{めい}よて別^{べつ}段^{だん}の新聞^{しんぶん}もあ^り只^{ただ}當^{たう}月^{げつ}十^{じゅう}六^{りく}日^{にち}一^{いつ}の驚^{おどろ}く

へく憐むづれ事件らり其日大坂の城内に於て人足共木石
を取片付けおどまら間如何せし過ちや鐵の道具と石
と打合ひ火花を發し運こそ拙々れ其近辺の火茶は火移り
て石は八方に散乱し即死四人怪我人ら多しなりと云

中外新聞第廿三号

慶應四年閏四月十日

勝安房守より 大総督府へ差出したる建言書

悚懼戦栗昧死而言上仕の臣義邦の微名不図 大総督宮
上聴に達し江府鎮撫の儀に委任せし仰出且昨今の時勢は
付苦慮尽力仕の段に感賞猶此上管見不憚忌諱可奉り上旨
深厚之 寵命不堪恐懼仕合は座に元來臣義邦無才無能
唯一點の愚衷以不欺心平生の素心と仕は然るも今般
沙汰の趣身は取ひて織芥成し得し事功の覺も無座實以
存し寄らざる事 令旨を奉り恰も夢中又夢境に入ら如く

恍として可奉報答處を不辨次第の如きハ臣義邦不肖敢て其大任の如きハ臣義邦不肖敢て其大任に當り可申器量無座の如きハ臣義邦不肖敢て其大任に當り可申器量無座に猥り又貪恩榮に上朝廷を欺き奉り下民望に背き筋何分拜任に堪不申奉恐入に抑昨今天兵東降の際城地献納の日に至るも晏然鎮静仕在中に臣義邦等が苦慮尽力の及ぶ所無座偏皇威の赫々として寡君□□至恭至順誠心の致を所と奉存に実□□一身のみあはれ祖宗の基業を捨全く一家の私を不顧幽閉待罪の日と申せしむ天朝尊奉皇國治安を祈の意聊衰る所無座義邦輩に於ても其誠意に感一鄙心頓に消尽仕只管□□の純忠

又体認仕に尤自然府下寧靖天兵臨城の日も市肆不變衆庶皇恩時雨の如きを奉感戴以事の最聖化の普まよとる処又座に得共亦□□恪謹恭順の微功無之とも難申我臣義邦愚昧往日□□將蒙天譴の時死を以匡救可仕処微力より行届不申遂に奉勞六師征討一時邦内騷擾尚不測の变故も申其末外国覬覦の端をも開き可申立至に段万死難償追念ころ及に得て慚懼身を容るの地無之恐入奉存に何ぞ大惣督官の恩命を奉拜受に堪可申我負罪の臣今更一言を奉献の地位に無座に得共令旨拜見仕に又蕩蕩の言をも捨させざる由旨も在に間

恐をも不顧愚衷を陳啓仕以此上府下靜謐遠く辺境も及一
生民の安寧を謀らせりせんよの臣義邦の如き力よハ難
及以後又此座以前件奉中上の恭順の至誠士民をして自ら
感化せしむる□□近日の行実こそ能其地位も適當仕以欵
と奉存の仰願くハ聖徳天地又ひとしき皇怒を以□□を
して退隱せし仰付府内も還住あきらめられしを府下の
衆庶必其恪恭と薰陶せられ漸く不令して安靖も至しん
尤負罪の□□遼国の間も無此座府内へ還させりハ事朝
廷の威光も拘り可やと議論も可有此座以得共仮令惡
人よいとも悔悟改心仕以得ハ咄嗟間も善人又相成りハ事

よ此座以□□元と惡人とやうも無此座一時過錯取下の方
を失し以より奉犯天怒の以来痛責自艾仕以実績を前文
奉中上の通明し了こよ此座以然とハ今日の□□を前日の
□□よいハいともハ方今国家多難の時破格のハ權道を以一つ
のハ仁術を施させられしを大よ皇國の為りも可相成
りさハ無用を以有用を助け皇化のハ為りも相成り半欵
と奉存の斯中上の得ハ偏よ□□の為り地を為りハ此座賢
察の程奉恐懼ハ共臣義邦素と一事不欺を以世も處り中
以従来の持操を大總督府下及ハ元戎軍門從征一二の吏
臣も粗存知の人も有之ハ半欵誠も至愚至慙情意有之ハ

又奉陳上以次第幾重しもの
山隣怒ら成下件く萬と
山洞
察は下並に松伏て身
惻願に誠恐誠懼死罪く敬白

戊辰閏四月

勝 安房守

○四月中旬に布告書

諸侯冬 朝の制度の儀に追て可
仰出にへども去冬以
来引續き別く當正月三日後不容易の時勢に立到り迅速
上京 王事の勤勞せしめは段神妙の至
思召に然処永
く滞京致疲弊往々藩屏の任難堪松立到り以ては実不相

濟事^{とさ}に付供養并議定職參與^{きまつるしやくさんよ}及び京師守護取締等^{しよごとうりあがり}に仰
付置^{おち}以外の誓約相濟^{あひあは}に輩^{ともから}の左の通兵隊残置^{のこりおち}一先暇^{ひま}に下
以就ては帰国の上先達て 此誓約に為在に 此趣意を奉
体認^{たいにん}速に家政向改正^{くわいせい}の勿論未^{むろん}ぞ 皇国内に平定^{へいぜい}しる不立
到事^{たうじ}に付弥^{なほ}以て不虞^{ふよ}の備^{そま}を嚴^{げん}より於^お国邑^{こくぢ} 此指揮^{しき}可奉待
此將^{しやう}又いまだ 此誓約^{せやく}不相濟^{あひあは}輩^{ともから}に其^{その}滞^{とま}京^{きやう}可^か在^あに 仰
出^いに事

- 一 大藩 百五十人より二百人まで
- 一 中藩 百人より百五十人まで
- 一 小藩 廿五人より百人まで

但一右人數定の儀を兵隊のみより其餘役方の者用辨
相調い丈相當相詰可少扱て簡易質畧を主と一無用の者
滞在屹度可致用捨い事

附依 山沙汰警衛人數の儀ハ格別の事

○上野御殿へ歎願書の写

下賤の身を以て奉汚 尊聽以段如何にも奉恐入いへ共當
正月以来都府の安危を不_レ為忍無勿体も日光 御門主様
駿城まで山進興_レ為遊都下の生灵塗炭_レ落入い艱苦を山
救助_レ為成下置いより既_レ今日まで銘々家産安穩_レ又管_レ

来り以段偏_レ万民山愛撫の山懇情より出_レ処_レ全_レ
山仁慈を奉蒙_レ以故の山儀と老少無限一同難有奉感佩_レ以然
る_レ猶山仁意_レより下賤の身を以て私_レ奉哀訴_レ以段何
共奉恐入いへ共今般當 御門主様山_レ上京_レ為遊_レ以裁の趣
内_レ奉傳承驚愕の至_レ奉存_レ以_レ去其_レ事柄_レ於て_レ素_レ
り私輩の可奉同筋_レ無_レ座_レ以_レ共此程 山勅使_レ入城_レ以
来引續_レ近境_レ所_レ戦争_レも山座_レ以裁の趣_レ昨今都下の市
民共別_レ痛_レ心歎息_レの折柄_レ此上 山門主様山_レ発都_レ等_レ
仰出_レ以_レ弥_レ以大小の町人共_レ忽_レち力を落_レ即日途_レ方_レ暮
れ随_レて商賣の路_レ絶_レえ果_レ家産_レ相續_レも難_レ出来_レ不得_レ止事_レ老少東

餒の苦海に落入り外手段無座の間仰願をくハ無量の
の心愛憐を以て都下の鎮撫を行届相成上下一同安心仕
まて暫時の間は発都は猶豫の心沙汰を成下置はるは門
前に住居在は私共を奉り上は迄も無座都府百万の町
人共無此上難有仕合奉存は此段不顧恐多 此輩下は伏し
謹て奉歎訴は恐は以上

辰巳四月

上野池之端元黒門町

町人共連名

中外新聞第廿四号

慶應四年巳四月十二日

横濱在田佛蘭西国三兵教師の総督ヤノワシ氏書翰
の大畧

私儀近日カラフト及び黒竜江辺を巡覽し其越は積り座
に付ては亞細亞東方及び日本の地図近て上木い〜の等
其図ハ是中々有来りの図よりハ大きく且つ新〜最精
密あり者ハ座に
建築術の教師甲必丹ジウルダンも旅行を企する
騎兵教師帝国佛蘭西の竜騎隊流底南デヤルムも一先帰国

致度尤他日重て山頼相成いへの早速参り可中旨中出い
仏蘭西の新ニストルウトレイ此次の飛脚船より十五六
日内日本へ到着可致い

○我輩軍務使として日本へ参りい後仏蘭西政府の趣意を
同盟国の勢力を増盛せしめ欧羅巴の學術を廣く傳播い
しにより別の後よりいもい万一日本国内乱有之敵味方と相
ふとい節一方を助け一方を攻めい松の後又成行いて本
国政府の意は全く相背きい事は座い仏蘭西国は於てい
只日本全国一致い強盛繁栄ある事を祈り居い不
和内乱の爲に國民を損し国力を衰へいある松の後い決

て好み不中い

○

或る人一封の書を投て看客の松代枯囊軒と書り其文は
曰新聞紙の益盛ある事喜悦は堪へん然るは新聞は新聞
なり何新聞何雜報といふ類陸續として出づるも其事は
大同小異より繁擾厭ふべきに似たり若し新聞新報の二
を以て遠国の報告を網羅し別報雜報を以て都下の東偏と
り西辺と布告し南郷より北部と傳達せば則脱漏の憾無り
るべしと云く其言実と理有りと雖も他の諸新聞皆撰者各
異よりて一手又出ざるを以て互に重複するを免むべし吾が

社中又於之を如何ともする事能む中外新聞外編の如
き吾が社友の撰又係るそれさく第九号又出せし詩を重祿
て彼の第二号又出せり心附らざる又非ざるも既又廣く發
見せし後あれバ復これを止むる由あり況や其餘の新聞
會社絶えず吾が社中又關係あきををや吾等此事を以て前の
書を寄せし人又面告せんと欲せれとも真姓名知る可らざ
る故又茲又記して其厚意又答ふのみ

○
京師より清水谷侍従并又土井能登守箱館裁判所の副総督
又命せられ徴士井上石見岡本文平を同所在勤を命せられ

近く彼地又出立をべき由

○
今月六日英船サラミス兵庫より横濱又入津トニストル
パークス帰着也

英國ロンドン在苗の友人より書状を贈り當三月上旬又
出づる者より左の事を送る

西洋各國平和無事あり
合衆國大統領ジョンソン國律を犯しし事ありて即今裁判
所の吟味を受け居る由亜墨利加の便より越しり総て國
律に違背する事ありハ王公貴人と雖も裁判所の處置又從

そざる事を得ざるあり

亞弗利加州アビシニ一國してハ英國人との戦争起まり
英國第一等宰相辞職一其代り又ジールルといふ人登用せ
られり此人ハ元來著述家あり一由其後議事堂の役人と
あり一が才能兼備として政府の有司これ又敵をる者あき
を以て今の顯職に拔擢せられりといふ

○ 船のこと義邦の心をあやましむとて

街名

たゞとひて沖又こかろく船よりむむぬの烟ぞおらひ中ら

あ

はくりあこととをて美作守のりやま

安房守義邦

さみくれよ志づくも濁とすく川をむを常ある世より
あれが

或る一諸侯其使臣を水戸に遣り上様は謹慎中居
奉同度自ら卷上可仕筈といはへども嫌疑も有之却ては為
しも不可然哉と奉存はる略儀あうら使臣を以ては機嫌奉
伺い旨をり述べ且見舞として土産の品奉献度いへども

是亦遠路とろより心よ任せざる由をり上金一千両を献納せら
れ其志殊勝餘有りは譜代ふだいの諸侯しよこうに誰もろくこそ有らむ
わけはと或人の語りき

○諭言數則

和蘭兵書中より抄出を 青眼居士 訳

兵士へいしとらん者を誰も皆我が身を以て本国の礎そとらん
事を心よ期せざんむらうらん
兵士へいしとらん者ハ我より目上めうじやうの人よ順後じゆんごをるを第一とらん且
武器と衣服とを大切よ取扱ひあるはけ清潔せいせつあるは心掛
くべし決して華嚴くわげんを好むべしらん

兵士の武藝を学ぶを常の事なれば言ふよ及ぶ暇ひまはらうば
讀よみし書かきき算術さんじゆつを達者よとらん且本国の歴史れきしと地理学ちりぎやうと
必かならずを学まなぶをざんむらうらん

兵士へいしとらん者の必かならずを一代の内よゼ子こラールルキを昇進しやうしんせん
事を心よ掛くべし

譽うたまの重おもく生命せいめいの輕かろしとつよつよしを忘わするべしらん

又またイリリとつよ地の大名フランス人と戦たたかひし時とき林机りんぎよ
かかり居いり側かたへカノンの玉一つ飛とび来きり其響ゆびき雷らいの如ごとく
あり彼大名少すくなくも騒さわぐんややらりてらんよ扣ひへし甲か必かならず
丹にリゴロを顧かへりしと曰い汝なんぢ今の音ねを聞ききしや甲か丹に答こたへて曰い吾われ

只彈丸の往くを見る未嘗て彈丸の來るを見む
フランス王ロデウイキ十五世ホントニーとソム地を英
人と戦ひ兩軍互に陣を引き一時役人共へ申されり我
國の怪我人を吾が子の如くは取扱ふべし一人の役人問
て曰英吉利の怪我人を如何取扱ひべきや王の曰く矢張
同扱ふ世話いふと役人重移て何故敵味方共は同扱
ふ取扱ひは我王の曰兩軍相對時を間こそ敵あれ既は陣
を引ての後を皆吾が赤子と同一と

中外新聞第廿五号
慶應四年閏四月十六日

浪華の 行在所に於ては 仰出の書面写
今般蒼生塗炭の苦を以て為救度 由仁恤の 聖慮を以て
由親征は 仰出海軍 觀覽相濟以上の関東の動靜は依
り直ちよ 大旆を東海道へは為向 思召よは為 在は
処大総督より 形情言上の次才も有之先浪華よ 行在は為
遊は又付ては供奉の輩下よ至るまで別へて厚く 由音
趣を奉戴し聊も私怨を挾く公事を誤りは類の後決して無
之松深く心を用ひ戮力核心可遂成功は尚陪從の者心得違

無之抑是又各其家々に於て不洩抑精々可相示事

一 異変の節々各其持場を固めいまむ持場無之者の嚴肅に

し々 此指揮可相待の若猥り又奔走一混乱を生し或は持

場を去り他の功を争ひの者可為不覺事

一 平生道路往來の勿論行軍よりとも互に道を相譲り礼節

を可尽の若礼節を失ひ或は不條理や掛けの者有之のとも

私に争論に不及其筋へ可訴出速に是非曲直を正し公平の

此處置可有之事

一 軍中よ於ての上下貴賤寢食勞逸を同くせむ事

一 喧嘩口論堅く禁止の事

一 民屋町家よ立入乱妨狼藉を勿論押借押買等堅く禁止の

事

一 遠乗或は歩行の節田畠を踏荒し農業を妨げ道筋の竹木

を折取の等の儀有之る友事

一 浮説流言をばて人心の疑惑を生し儀堅く禁止より自

然難差置事件及ひの節速に其筋へ可申出の事

一 猥ら酒會を催し種々醜態を顯し儀下く又至る事心

得違ひ無之抑其主人々々堅く可申付事

一 宿駅馬借に限らば総て旅宿等よ於て猥り又忿怒を發し

小民を畏縮せしめ儀有之る友の事

一 貴を愛恤を不怠賤を恭敬を不失上下の間礼讓を專として下ある者の上と對し非礼の進退無之上を權威を以て下を不侮互に誠を推し儀緊要の事

右條に堅く相守若不心得の輩於有之を此度可相糺者也

戊辰四月

○雜報

尾張老候中仙道より上京の途中去月廿八日急に国元へ引返して成るる由信州に在る領地騒ぐべき故にやと聞ゆ長崎辺切支丹の騒動段々事六より相成り官軍多勢取鎮むの爲め出張せし由

○辭職を請ふの表

陸奥宗光

俗稱陽之助土藩徴士

謹て奉言上の旨趣に當今 皇威四海に輝き日出度 此新政に執行の中より普く器量有之者を挙げせられ諸国の武士及び民間に在る者に至るまで材力に應じ分際を論せしを採り用ひ成るに一條を野無遺賢の美事最上の 此政令四海一同奉感戴の後には座に然るは宗光若輩の書生ありて 此撰擢を蒙り外国事務権判事の重職に任加は段深重の 皇恩山岳猶低く蒼海猶浅し士々の者の光荣何を以て此類可仕裁如此にへば粉骨碎身 皇恩万分の一に可奉報

儀を不及中事よりいへ共不才の微身を省みい処孔子漆雕
開をしへ仕へしむる未だ信の明訓有之其上外国交際ハ
四方は使し君命を辱めざる名士の職掌其実あくし其
任を汚し儀恐惶慙愧の限り奉絶言語ハ最も人撰ハ政務
の根本古今の難事殊は以て源頼朝以来武家掌握し有
之ハ大政務 皇威は依て再ハ 朝廷は復し 後醍醐天皇
万ハ憂苦の 慮も貫徹し威世振りの 制令安危
の一挙可恐可慎の際はかいつ庸劣僥倖を以て重任は誇り
或は門地は依て彼を挙げ是を捨るの嫌疑より餘儀あく頭
職は進し等の儀有之ハてハ復古のハ美事万代のハ基本

今日の 朝政は於て安らざるハ大事と奉存ハ最當
今賢哲在位才能在職固より 撰奉ハ缺失有之間友事はハ
とも宗光自己の不材を省はて推考仕はハ千百中或は一
二誤て撰奉は應し者有之間敷とも難ハ非器在職の害ハ
遺賢在野の害あきまらば一進一退の間利害得失少との
事は無之付てハ宗光が如き短才微劣僥倖の魁なる者ハ可
有ハ座雖然容易は辭職仕はてハ可奉背深重之 皇恩若又
辭職不仕はてハ可奉汚清撰之重職進退殆度を失ひハ共
自然 以新政の上は於て庸劣愚昧の者徒ハ 朝典を辱し
め明鏡の塵點とも相成はてハ重く奉恐縮ハ次才は付依之

過日伊達少將殿まで其段歎願仕以へ共中採用無之不得止
事奉再願以赤心の微衷深中憐察を奉仰以恐惶謹言

慶應四年四月

○ 亞西亞略圖 一帖 陸軍所刊行 定價金三分

右の仏蘭西国教師のワシ先生自ら日本字を翻訳し
前田又四郎之を写し上木せし者より亞細亞洲東北の部
殊に日本と魯西亞との境界を詳ししる精巧の地圖な
り此度発売いゝゝの間望の人を雉子橋外陸軍會計所又
て開成所へ可なり出以

大日本実測地圖 伊能勘ヶ由実測 開成所板 箱入

右暫く賣切に相成居い此節前板の誤字を校正いゝ
製本出来に付尔序布告いゝゝ

○ 無題

作者不詳

孤軍援絶奈俘囚、顧念君恩淚自流、一片丹衷能死節、雖陽千古
是吾儔

靡他今日復何言、取義捨生吾所尊、快受電光三尺劍、只將一死
報君恩

或曰近藤勇その力尽きて囚とありしに降を勸まるとも降

らに後容として死に就く其刑に臨む時の詩ありと

○上野よりの布告書

御門主様御代近々、由上京可成遊に処俄よ、由延引は
仰出に又付市中より、由止の歎願書差出に向へ早く可中
通に松只今由殿よりは、仰渡に石由支配町と歎願人へ早
速由中岡可成此段由達中以上

閏四月十一日

由門前由領分

名主名前畧之

外町

名前名宛畧之

中外新聞第廿六号

慶應四年閏四月廿日

富国强兵論

凡國富まざれば万民離散国力疲弊し兵強りらざれば賊徒
蜂起敵国衅を窺ふの患ありと、先づ富国强兵を欲せば農
よを賦税を薄し武役を除き農事を勸むる官を置き一年よ
幾とびとあく巡見し堤溝を補ひ水旱の患を拂ひ惰怠の者
を之を叱責し商賈に付調達金等を薄くし商賣の為便宜な
る事ハ何事をも許し遠国の運送を自由よと、一国一城
の主を諸港又商館を置き其地の産物を出し廣く交易を成

まぐべー城下又も一箇の役所を営み諸方より運び來る処の
品物を相當の直又買上げ速又代金を渡まぐべー多く産物を
出さよえ先づ僧尼を還俗させ得意の業をなさよめ寺院を
廢毀し田圃とあさぎ莫大の地を得べー乞子を長屋の如き
処又集め相當の職を授け日課とし其速巧拙し随ひ上下
の手間代を渡可し旨目の者を西洋の如く傍人をし讀
書講釈を開きしめ字を木石に凸刻し指頭をし摩擦しし知
らしむべー瞽者指頭を以て眼又更ふ可く聾者口眼を以て
事を脩むへく唾者耳目を以て業を営むへく而て後工夫を
凝らし多く便利ある新器械を造り出まぐべー産物夥多あり

よ及て万国へ交易又出さば利益多るるべー政令を會議役
所を建て各州各郡の士農工商より博学多才の者を二三
人つゝ撰み出し置き種々議論煉磨し決定の上行も下情
上徹して宜うるべー兵卒を山伏僧侶博徒軍学調煉を教
へしらの討伐の助ともあつべー新聞紙の諸州に其局を建
て何れ寄らば忌諱なく廣く世に行なれん事を欲す如何
とあるが四民共々万国の事勢を亮察し上下の情を通らる
是より善きはあり是れ富国强兵要務の大略あり

平井元次郎 述

○横濱新聞紙ヘラルドの訳

日本國中寺院の僧徒ハ 御門を其法侶の長トシ法王の如
きものと思ひ偏シ其身を倚頼セシム此度神道歸一の号令
出ルルニ依リ大ニ騷擾を發せんトシ若シ佛徒相集リテ事
を起スガ疾雷の轟クガ如ク忽チ全国を驚クク又至ルベシ
其勢必ず南北兩部の會盟諸侯トシテ遙ニ大ニ威權を握
ルニ至ルルモトテ開化未全の國ニ於テハ神佛の信仰甚
シキヲ以テ寺社の權勢甚大ニシテ帝王ト雖モ制馭シ難キ事
多シ希クモ日本の 御門陛下此事ニ注意シテ其禍を避け
全國を以テ安寧スルニ努ムル事ヲ

○ 皇帝陛下今月七日大坂より京都へ 還御の由

前号の新聞紙ニ載セラルアピシニ一の戦を同国の酋長暴
悪無道ニシテ罪なき者を惨酷の刑ニ處シ加之滯留の外国
人を殺セシム依リ英國より問罪の師を差向けラルアリ

○田安殿ニ呈セシ書

臣國負罪の臣義邦謹て當今の形勢情實を陳述奉テ上ニ既
ニ去ル十一日都城ハ渡有之 大総督ハ入城遊され以テ上
リ以来今日ニ及ハハ其ハ處置ニ付何等の事ニ 仰出も無之
江府鎮撫等ニ 仰出厚クハ配意ハ座ハハ共人心目ニ

悔々疑念相結きんげんび其方向を辨わづらせば重く君臣の礼節れいせつを守り以
者ものの恭慎きんしん其在その一其往日の大城今日に至り以ての野草繁さか
茂も郭墜くわい落らく剽てう郭門くわくもんを乞と丐が非人の巢穴そうけつと相変あひかり実まこと又人臣にんしんの
者是を見ろよ忍びざるの形勢と相成あひかり以もつ家人の面々其
養やしなひ所の子弟しよてい後僕ごぼくの如きも其主采邑しゆさいを失うしなひ飢渴きかく又及および者
大抵たいてい三十七八万人さんじちつぱちまん又下らん是が為ため又都下みやこ三百万さんひゃくまんの商人あきんど同
く生産せいさんを取失とひ夜間よかんの盜賊とうぞく横行こうぎやう無辜むこを切害きがいし老幼らうご路上ろじやう又
倒たふれ死しし壯者さうしやの近郊きんきやう又屯集とんしやく強盜きやうたうを事ことと致いたし以もつ体誠たいしん又見み聞き
又不堪ふかん如ごとく斯ごとく尚なほ数日すうじつを經へり以もつ一ひと民たみを水火すいふくの中なか又投なげ
以もつ又同おなく皇天きやうてん覆載ふくさいの蒼生そうせい亦何等またなんぢの罪つみ以もつ座ざ以もつ裁さい一圓いつげん辨解べんげ難がた

仕と奉存ほうぞん以もつ固こより小臣せうしん輩たい又至いたり以もつ一ひと負罪ふざいの者もの速すみ又斧鉞ふげつを
加くわへられ或あるは放逐ほうしやくを遊あそび其其罪そのつみ又應おこじ以もつ嚴罰げんばつを仰付おほせ以もつ
處置ちぢ以もつ座ざ以もつ可た然た况げんや今外けがわ又また一ひと強国きやうこく交際かうさい盛さかり
て外国がいこくの士民しひん踵かかとを接せつし居住きよじゆの者もの数千せんぢゆう人にん又下らん北方ほくぱうを強きやう
魯ろ又接境せつきやう以もつ以もつ邦内ぱうない協力きやくりき同心どうしん雄ゆうを海外かいがい又争あり以もつ一ひと事ことを方今まぎ
第一だいいちの以もつ急務きゅうむと奉存ほうぞん以もつ一ひと国内こく内の人心にんしん方向かうきやうを失うしなひ忌懼きこを抱いだ
き竊ひそり離散りさんの基固きこく相成あひかり以もつ一ひと仕向しかうを遊あそび以もつ一ひと何共なんぢ以もつ一ひと拙ちやく
考かうよ能よをざる所ところ假令たとへ鉄艦てつかん数艘すうざう猛卒まうそく数百万さんひゃくまんを以もつ一ひと備び以もつ一ひと座ざ以もつ一ひと共
何の以もつ一ひと用もちり以もつ一ひと不相立あひた空くうく同袍どうぱう憤争ふんしやうの端はたと相成あひかり可たり以もつ一ひと定ぢやうめ
て以もつ一ひと推算すいさんを以もつ一ひと為ため在あり以もつ一ひと事こと負罪ふざいの小臣せうしん輩たい頗おほり過當かたじけなの過慮かたがり

此座にへ共我 君上の念願爰外ありて此誠意至恭の心
中も當今の此摸杓にいたる終に水泡と相成誠と悲歎痛哭
不堪に此三家に三卿に立置に此際此補翼に遊且を
朝廷へ此忠諫に尽力に座に此後を乍憚其此職掌裁と奉存
に間不憚忌諱奉中上の近日小臣 大総督府下へ一書を拜
呈仕にへ共元より負罪の身分に採用不相成に此尤の此
事と奉存にへ共形勢切迫大瓦解に立到可中を傍觀仕にを
実と忍びざる所何卒 閣下猶此力を添させられ 督府へ
此歎願に成下にたゞ難有可奉存に元より小臣一人の後に
無之都下百万の生霊を此為救にを 大総督府の乍恐此大

任と奉存に小臣元来頑愚の性質忌諱を相冒しに罪を以て
死を賜ふらば死後の幸何事は是は過ぎ可中我今心裡を以
て毫も不色奉り上の死罪に謹言

閏四月

勝 安房守

三月廿八日の事ありて英國ロンドンにて一人の魚商召捕
られ裁判所の吟味を受けし其故に此商人腐りし海老
二千〇四十個を賣りし答に依てあり終に罰金四十ポウン
を出し事と決せり斯く僅の代呂物に重き罰金を出さしむ
るを人命を大切とせらるが故ありと云

桃李の核の中の仁は青酸といふ大毒の氣有り是も此頃
の事ありしは佛國のトウロンといふ地にて四五歳の小兒
三人桃の仁を食ひいづれも劇き腹痛を發し半時を經ざる
間は一人を死し外二人を医療を竭して漸く死を免れし
り尚人命の大切ある事は付て話りり次号より出さ

○
中外新聞賣弘所 本町四丁目中程北側にて柳河氏出張
と此尋可下以書林其外共右出張所にて取引し

閏四月

中外新聞第廿七号

慶應四年閏四月廿二日

横濱出板新聞紙の抄記

亞細亞人を改羅巴人よりも残酷ある事多し輕罪と雖も死
刑に處し年々非命に死する者夥し或は喧嘩口論に依て殺
害せらるれば其子弟する者必敵討と云ふ事をあし甚しき
に至りては怨を報ゆるが為は全家の男女を殺し何も知ら
ぬ赤子をさへ屠り尽すに至る就中日本にては怨もあは死改
羅巴人を殺し或は暗夜に往來の人を切害するあど甚とい
えれあき事あり尤も人を殺しする者の死罪を行ひ其外刑

罪の法の設け在りと雖も刑とつかりの愈重^{いづか}たれハ随て
犯者愈多^い罪人を少ら^くら^しめんと欲せハ家毎^いに教へ人
毎^いに諭^いして人命の大切ある事を會得^あせしめ道理を辨^わへ用
化の民とあるは非^たば罪人の絶^たむる時あり^しべし日本の
武士の平話を聞^きくは人を切^る事菜^みを切^る事如^しと云を愉^ゆ
快^かの事とし自身を捨^る事塵芥^{ちりくさ}よりも輕^しとし小事^{せうじ}は誇^か
者多^しし全国を保護^{ほご}するが為^には戰場^{せんじやう}は臨^みみて命を輕^んし譽^え
れを重^ししとむるこそ武士の本意^{ほんい}あるは平日私^しの怨^{うら}を以て菜
を切^るが如^く人を切^り塵芥^{ちりくさ}を捨^るが如^く命^{いのち}を捨^る事豈^{いか}天
地の正理^{せいり}あるんや造物主^{ぞうぶつしゆ}を生^を好^をみ人を愛^{あい}し^しの眼^{まなこ}を以

て看^みそふをさ^しが何^{なん}とも思^{おも}ひ^しらん 前將軍の親族^{しんそく}ある
水戸とつみ諸侯^{しよこう}の家臣^{けしん}先年^{せんねん}争鬪^{そうとう}ありて互^{たがひ}に相殺^{あひころ}戮^{ころ}し終^は
野州^{のうしゅう}とつみ地^ちより戦争^{せんじやう}あり一旦^{いつたん}平治^{へいじ}せしが近日^{きんじつ}又水戸の
屋敷^{やしき}は於^おて十餘^{じゆじゆ}人の重臣^{じゆうしん}を殺^{ころ}せし由^{よし}又同^{どう}に親族^{しんそく}ある諸侯^{しよこう}
尾張^{おざわ}も今年^{ことし}第二^{だいに}月^{げつ}其重臣^{じゆうしん}十三^{じふさん}人を同日^{どうじつ}に殺害^{ころせ}せり日
本人^{ほんにん}従前^{じゆうぜん}の例^{れい}を以て考^{かんが}ふれば他日^{たにち}必^{かならず}其敵討^{てきうち}とし小事^{せうじ}幾度^{いくど}
も有^あるべし此^{こゝ}の如^{ごと}き事屢^{しばしば}くられ^らるは於^おては互^{たがひ}に相怨^{あひうら}
相殺^{あひころ}して結局^{けつくり}一國^{いっこく}の人民^{じんみん}子遺^{こゝろ}なきに至^{いた}るべし若^もし日本^{にっぽん}人
互^{たがひ}に相殘害^{あひざんがい}し人種^{じんしゆ}減少^{げんじゆしゆ}を^まん^まん^まん^まに至^{いた}らば唾手^{たごて}して此豊饒^{ひらけ}膏沃^{かうわく}
の地^ちを占領^{せんりやう}する者^{もの}ありん^ん是^{こゝ}れ日本^{にっぽん}全國^{ぜんこく}の為^{ため}に憂^{うれ}ふべきの

第一あり窃ひそく希ねがふ日本上の王公より下の細民は至るず
きて生命を重しく私怨を捨て民口増殖を全国繁栄の事を謀る
私は致して之の紀をのちめ

○
掛もくも畏るき我は 天皇皇帝陛下明神と大八洲国一ろ一
めを事天地と共に窮きりありと雖も中世以来臨御其道を失
ひゆひ一は因て国亂相尋ぎ 皇威萎ひびて振をぐ大権遂
に武門は移りて降りて足利氏の季は至りて壞亂極まり
天下復た 天皇陛下の尊ききを知る者あり時は我は 東照宮天
賜の智勇は資り凡は櫛けぐり雨は沐し備は百戦の艱苦を

を嘗も亂を揜ひ正して及して遂に 皇威の陵夷を扶け蒼生の
塗炭を救い能く天下の侯伯を紗御して海内復寧靜凡波揚
がらざる事殆ど今は三百年其功宣大ありびや其徳宣盛あり
まや然らば則ち我が神州政權の徳川氏は歸をりや真に天授
あり人與あり宣は 天皇の私に賜ふ所ありんや宣は將軍の私
に取る所ありんや然らば我が寡君前大將軍公一朝祖宗傳承
の軍職を辭し政權を 朝廷は歸せられざる抑何の心ぞ
や祖宗在天の靈に對して不孝とやいもん不義とやいもん
蓋し是は我徳川氏の將士八万人各疑惑して辨解をる能く
ざる所あり我請ふ試し之を辨解せん抑 東照公の天下を

治平をりや頗る意を文学と留められりと雖も文教猶未
甚明あり公の令孫水戸の源義公大に文学を脩め大日
本史を撰べり我国の春秋と謂ふべし爾来大義名分大に国
中を明あり又至り夫れ天に二日あり地に二王無し我国
鎌倉以還の形勢 天皇の下に將軍ありて專国政を執り大
権を握る恰も国に二主ありが如く人に二頭ありが如く不
都合ある事として国体宜きを得ざるあり況や近來外国交際
の道漸く開け西洋の文学東方の名教と化し世界の文教將
よ合して一とあらんとする秋來より又於てをや此時は方
りて人に二頭ありが如き不都合の国体永く我日本国内に存

まぶらぐらぐら但此義吾侪凡人の得て知る所は非だ獨我寡君
前大將軍公の惠眼能くこれを洞視せらるのみ故に一旦
断然として祖宗以来天授相傳の政權を 朝廷に歸されと
るを蓋し是と他あり我神州を以て唯一王土一頭の国とな
し永久治安を保ち海外の強国と駢立せん事を欲せられと
るあり是と我寡君前大將軍公の至正至公一毫の私なき磯
貴島の大倭心よして帝 孝明天皇皇帝陛下に對して忠義
の心尤深きのみあらぐ抑又我 皇国億萬の蒼生に對して
深仁厚沢千歳比倫ありと謂ふべし然るに則我徳川氏の祖
宗に對しては孝且義といふべきのみ抑上古 天孫降臨の

日當時大八洲の国主出雲の大神奉命恭順此国を奉てこれ
を 天孫と譲とり余を以て之を觀まば今日寡君政權奉還
の功業遠く大國主と踰ゆと言ふと雖も敢て過言と非む然
るを彼も干歳 天子の礼享を辱らる此を後臣の異議先駢
の争鬪等よりして方今猶幼冲とまじまじ 今上皇帝陛下
の逆鱗と觸と遂と征討使東下をり至まり此時より方りて
彼建御名方神明諏訪の類の如き者極めて少うらぐ或と云ふ
東兵直と西上して遙と承久の故智を襲んと或と云ふ暫く
之を駿遠の間と防き軍艦を以て直と其巢窟を突うんと議
論頗る紛然死を以て寡君を犯を者少うらぐ然りと雖も寡

君平生の素心尊 王の誠意確乎とて變せざん泰然とて
動らぬ富士の嶺の磐根よりも堅く憂國の情益厚く伊勢の
海の底よりも深し獨り国乱の因て以て增長せん事を恐と
又外侮の其蒙隙と乘せん事を患ひ窃と簡相如の心を師と
し愈滋恪慎恭順屢諭を下して 王師と抗をる者ハ又を我
身と推るも同一と云へり是より於て関東の根本とる江戸の
城を開き海陸軍士の精神とる銃艦を献し水戸の僻邑と退
去し伏て 天裁を待つと至まり嗚呼其用心の深遠よりて
且苦しき何ぞ其と此の如く甚しきや但憾らるハ 王師武
甕雷徑津主の神兵と非を臣をして君と敵し末家をして本

家を征一弟をしく兄を代し倫理綱常顛倒滅裂それは是
を何と云言もん嗚呼文教の盛ある近時の如く名義の明
る目今の如く殊更 王政復古紀綱一新の際にあつて此
不可思議の挙り怪く奇く殆將に口を開き言ふべき所
を知らん然りと雖も我輩天地間の誠を忍ぶべし
を忍び却て恐懼戦慄恭肅謹慎を以て他あり是を窺ふ我寡
君恭順患国の大倭心と体一誓て国の為と家を忘と公義の
為と私利を去るして日夜昊天を号泣し明神を哀願し
寡君の至誠至忠速と天地を貫徹し神明を感格し 明神
と大八洲国にありめさむ 大皇皇帝陛下の寵恩天賞を辱

せん事を冀望せんと云ふ

慶應四年閏四月

津田真一郎真道泣血謹識

○

外国人の書翰は左の報告あり

因州の兵三百人兵庫に於て英船船号にヤコを雇ひ今月八
日出帆せしと紀州の海辺にて烈風暴雨に逢ひ航海叶ひ難
く不得止兵庫に帰り翌日再び出帆せんとせしと兵士何れ
も恐怖し陸行せむと一決し雇賃割戻しの相談及び
りとも船主りとしてより約せし事を交むべしと云ひし

依り其内五十人餘儀あく乗船一十一日横濱に來着を他の二百五十人を東海道より急ぎて江戸に來るべしと云
又何方の兵ありやを知らば南黨の兵三百五十人亞墨利加飛脚船ロスタリカを雇ひ海路より江戸に來るべしと一決
一談判及び一處此船の社長エルクスといふ人局外中立の法を守り堅くこれを拒絶せり
右ロスタリカ船を公使の布告に遵從し中立の法を守り一
りどもミヤコ船の規則に違ひ一故に其事に付て去る十
六日各国公使會議あり十七日ハ日曜日あれば十八日再び
集會して議論一定を乞ふと云ふ

又聞く南黨の兵隊會津征伐の爲に蒸氣船二艘より兵庫より出帆を此船若し外國船あらば再びミヤコ船の如き議論起るべし

佛蘭西人コウントモンブラン 御門の師傅とあり永く京師に滞在を乞ふ趣風聞あり外國百般の事務を乞ふて此人の裁断に出つ威權甚盛ありと云ふ此人を佛国有名の博徒たり
現今諸方の脱走兵一万餘人箱根山に屯集を聞く到底何の日に治平に歸るべきを知らば

紀州の蒸気船ニポウル此頃紀州侯の簾中を迎ひの為ニ来
りしが簾中ニ老宗家の傾顔を見捨て故郷ニ帰るを不義
ありと云て敢て帰装を整へられざるニ依てニポウル船空
しく帰帆せし由

○京師の布告書

松平肥後賊徒を集め隣境へ兵を出し官軍ニ抗し暴激益相
募り以段相聞え以よ付今般薩長の兵越後路へ差向ひ条
藩ニ合速ニ追討可致旨以沙汰以事

四月

○三條正親町兩卿不日ニ海路より江戸ニ下向りし由



